

軽微な変更に応当する項目

非住宅	住宅
1) エネルギー消費性能を向上させる変更又は当該性能に影響しないことが明らかな変更	
次のイからニまでの変更が該当する。 イ 建築物の高さ又は外周長の減少 ロ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。） ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設	次のイからニまでの変更が該当する。 イ 外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）、又は開口部面積が増加しない変更 ロ 通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ハ 空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。） ニ エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設
2) 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更が該当する。	
次のイからホまでの変更が該当する。 イ 空気調和設備 次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 （イ）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少 （ロ）熱源機器の平均効率の10%を超えない低下 ロ 機械換気設備	次のイ又はロの変更が該当する（イとロの変更を同時に行う場合を除く）。 イ 床面積 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減。 ロ 外皮 外皮面積の合計に変更がなく、変更前の外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率が基準値の0.9倍以下の場合に、次の（イ）から（ニ）のいずれか（同時に二以上の変更を行う場合を除く。）に該当し、

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 （イ）送風機の電動機出力の 10%を超えない増加 （ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の 5 %を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。） ハ 照明設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の 10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 ニ 給湯設備 一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率 10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 ホ 太陽光発電設備 次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 （イ）太陽電池アレイのシステム容量の 2 %を超えない減少 （ロ）パネルの方位角の 30 度を超えない変更又は傾斜角の 10 度を超えない変更	これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。 （イ）開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更 （ロ）変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の開口部の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更 （ハ）変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 （ニ）基礎断熱の基礎形状等の変更
3) 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更	
次のイからニまでのいずれかに該当する変更を除く。 イ 建築物の用途の変更 ロ 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号の基準を適用する場合における同号イ	次のイからハのいずれかに該当する変更を除く。 イ 建築物の用途の変更 ロ 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イの基準を適用する場合における同号

の基準からロの基準への変更又はロの基準からイの基準への変更 ハ 基準省令第1条第1項第1号ロの基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更 ニ 基準省令第1条第1項第1号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認から建築物総合エネルギーシミュレーションツール(BEST省エネ基準対応ツール)を活用した省エネ性能を有することの確認への変更及び同ツールを活用した省エネ性能を有することの確認から同号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認への変更	イ(1)の基準から(2)の基準への変更又は(2)の基準から(1)の基準への変更 ハ 基準省令第1条第1項第2号ロの基準を適用する場合における同号ロ(1)の基準から(2)の基準への変更又は(2)の基準から(1)の基準への変更
---	---